

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

第31回 牛豚等疾病小委員会

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第31回 牛豚等疾病小委員会

日時：令和元年8月27日（火）13：30～15：05

会場：農林水産省 第2特別会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

（1）豚コレラの状況及び対策について

（2）アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の見直しについて

4. あいさつ

5. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

牛豚等疾病小委員会委員名簿

資料1－1 豚コレラの状況及び対策について

資料1－2 豚コレラの疫学調査に係る中間取りまとめ（概要）

資料2 アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の変更概要

資料3－1 アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の主な変更点

資料3－2 アフリカ豚コレラPCR検査対応

資料 3-3 通常想定される豚コレラ・アフリカ豚コレラの検査の流れ

資料 4 アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針改正案

参考資料 1 豚コレラの疫学調査に係る中間取りまとめ（本体）

参考資料 2 諮問文

参考資料 3 豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定症状（平成31年3月13日
付け官報掲載）

参考資料 4-1 アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成25年6月26
日農林水産大臣公表）

参考資料 4-2 豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成25年6月26日農林水
産大臣公表）

参考資料 5 食料・農業・農村政策審議会関係法令集等（家畜衛生部会関係）

午後1時30分 開会

○山野室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第31回牛豚等疾病小委員会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日は、ご多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、当小委員会の事務局を担当いたします動物衛生課の家畜防疫対策室、山野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、審議官の小倉からご挨拶申し上げます。

○小倉審議官 消費・安全局の小倉でございます。今日は委員の皆さんにおかれましては、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

今日は31回目の牛豚等疾病小委員会ということですが、この7月に委員の改選を行いまして、嶋田委員、筒井委員、山口委員に初めてご参加をいただきます。今日はよろしく願いいたします。

本日の議題、アフリカ豚コレラについてということでございます。昨年8月に中国で初めて発生が確認されて、モンゴル、ベトナム、カンボジア、香港、北朝鮮、ラオスと拡大をして、直近ではミャンマーでの新たな発生も確認されるということになっております。アジアでも急速に拡大してということで、日本への侵入リスクが高まっている状況でございます。

国としては、国内への侵入防止ということで、関係機関と連携をして、畜産物の違法な持ち込み禁止の周知、罰則適用の厳格化等々に取り組んでいるところではございます。万が一国内に侵入したらということに備えて、アフリカ豚コレラ侵入をより早期に発見可能な体制をつくっていくというのが1つでございます。本日は、アフリカ豚コレラの防疫指針の見直しについて、委員の皆様と専門的、技術的な検討を行わせていただきたいと思いますというふうに思います。

また、このアフリカ豚コレラのお話に先立って、昨年9月から発生しております、現在38例目ということになっておりますが、国内で発生が続いている豚コレラについても、現在の状況をご報告をしたいと思っております。アフリカ豚コレラにも通じる対策ということではございますけれども、こちらのほうもあわせてご助言をいただければというふうに思います。

委員の皆様方におかれましては、今日は非常に限られた時間ではありますけれども、専

門的な見地からいろんなご助言をいただければというふうに思います。どうかよろしくお願いいたします。

○山野室長 ありがとうございます。

本日は、7月に新たな牛豚等疾病小委員会の委員が指名されてからの初めての会合となりますので、委員長が選出されるまでの間、私が司会進行を担当させていただきたいと思っています。

それでは、本日まで出席の委員の皆様方を五十音順で紹介させていただきます。

まず、入江委員でございます。

○入江委員 入江です。よろしくお願いいたします。

○山野室長 小淵委員でございます。

○小淵委員 小淵です。よろしくお願いいたします。

○山野室長 佐藤委員でございます。

○佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○山野室長 新任の嶋田委員でございます。

○嶋田委員 嶋田です。よろしくお願いいたします。

○山野室長 津田委員でございます。

○津田委員 津田です。よろしくお願いいたします。

○山野室長 新任の筒井委員でございます。

○筒井委員 筒井でございます。よろしくお願いいたします。

○山野室長 山川委員でございます。

○山川委員 山川です。よろしくお願いいたします。

○山野室長 新任の山口委員でございます。

○山口委員 山口でございます。よろしくお願いいたします。

○山野室長 なお、中島委員、芳賀委員におかれましては、所用により本日はご欠席ということでございます。

ここで、新たに委員になりました嶋田委員、筒井委員、山口委員に一言ずつご挨拶をいただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○嶋田委員 皆さん、初めまして。宮崎のNOSA Iから参りました嶋田といいます。前任の有川から、しないかということで、後任にさせていただくことになりました。

NOSA I といえば牛の獣医師がほとんどだと思わなうですけども、私は養豚の担当課

というところで豚専門の診療をしております。非常に農家さんたち、今、豚コレラ・アフリカ豚コレラ、非常に関心も高く、我々も正しい情報を生産者の皆さんに正確に伝えるというのが非常に重要なのかなと思っております。

現場の人間ですので、こういった会議は非常にふなれでご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、今後ともよろしく願いいたします。

○筒井委員 このたび牛豚疾病小委の委員になりました筒井です。

私は、家畜衛生部会のほうも担当させていただいているということで、家きん疾病小委とプリオン病小委のほうを担当させていただいておりますけれども、今回から牛豚疾病小委ということで、今一番大変な委員会だというふうに認識しております。豚コレラもありますし、アフリカ豚コレラ、こういった問題もありますので、私なりにできること、できるだけ貢献できるように努めてまいりたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○山口委員 北海道の山口と申します。

私も7月から初めて委員ということで、私、家畜保健衛生所の北海道での現場の経験も30年ぐらいあるものですから、北海道はいろいろと、養豚も含め、牛も含め、かなり家畜の頭数、戸数も多いということで、現場での経験をこういう機会に少しでも生かせればというふうに思いますので、不慣れではございますけれども、よろしく願いいたします。

○山野室長 ありがとうございます。

続きまして、本日出席しております事務局の紹介をさせていただきます。

先ほどご挨拶申し上げました審議官の小倉でございます。

○小倉審議官 小倉です。よろしく願いいたします。

○山野室長 動物衛生課課長補佐、井川でございます。

○井川課長補佐 井川です。よろしく願いします。

○山野室長 課長補佐の室賀でございます。

○室賀課長補佐 室賀です。よろしく願いします。

○山野室長 それから、課長補佐の伴でございます。

○伴課長補佐 伴です。よろしく願いいたします。

○山野室長 それから、係長の本間でございます。

○本間係長 本間でございます。よろしく願いいたします。

○山野室長 それから、畜水産安全管理課課長補佐の丹菊でございます。

○丹菊課長補佐 畜水産安全管理課の丹菊でございます。よろしくお願いいたします。

○山野室長 それと、動物衛生課の家畜衛生専門官の岩田でございます。

○岩田専門官 岩田です。よろしくお願いいたします。

○山野室長 なお、動物衛生課長の熊谷ですけれども、本日所用により途中から参加ということでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、牛豚等疾病小委員会の委員長を選出していただきたいと思っております。

食料・農業・農村政策審議会の家畜衛生部会運営内規第4条の規定によりまして、当委員長の選出は、小委員会に属する臨時委員の互選によることとされております。つきましては、委員長候補につきまして、どなたかご意見がございましたらお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○筒井委員 これまでの実績を鑑みまして、私としましては、津田先生に委員長をやっていただければというふうに思います。

○山野室長 ただいま筒井委員より、津田委員に委員長をお願いしてはどうかというご提案がございましたけれども、その他の臨時委員の皆様方は、いかがでしょうか。よろしければ拍手をお願いしたいと思います。

(拍手)

○山野室長 ありがとうございます。

それでは、ご了承いただきましたので、津田委員に委員長をお願いしたいと思います。一言ご就任のご挨拶をお願いします。

○津田委員長 津田でございます。今お話がありましたように、引き続き委員長の役を務めてまいりたいと思っております。

昨年の9月から、豚コレラの発生が起こっておるわけでございますけれども、この牛豚等疾病小委員会というのは、こういった指針の改正等だけではなくて、その病気の発生時の疑似患畜の認定等についても、その時その時で判断いただくということになっておりますので、委員の先生方には、夜も昼もなく働いていただくことになるかもしれませんが、引き続きご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。(拍手)

○山野室長 ありがとうございます。

それでは、津田委員は委員長席のほうにご移動をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規第7条の規

定によりますと、委員長の職務を代理する委員につきましては、委員長があらかじめ指名することとされております。

津田委員長、ご指名のほうをよろしくお願いいたします。

○津田委員長 私の方から、今申しましたように、本小委員会の大きな所掌であります防疫指針等について実際に現場で活用するためには、地方行政の代表であります山口委員のほうを指名したいと思いますのですが、山口委員、よろしいでしょうか。

○山口委員 はい。

○津田委員長 お願いします。

○山野室長 それでは、山口委員のほうによろしくお願いしたいと思います。

それでは、恐れ入りますけれども、ここでカメラのほうをお使いになられている方がいらっしゃるいましたら、カメラのほうはご退出のほうをお願いしたいと思います。

農林水産省の会議におけるペーパーレス化の推進に伴いまして、本日の委員会もペーパーレスにより実施させていただきます。

お手元に配付しておりますタブレット端末の使い方をご覧いただければと思いますが、タブレット端末につきましては、マウスを接続しておりますので、通常のノートパソコンのように使用することが可能となっております。

次に、資料の切りかえとページのジャンプの方法についてご覧いただければと思います。タブレットの画面上方にあるタブのうち、ご覧になれる資料番号のタブをタッチペンでタッチをいただく、ないしはマウスでクリックをしていただくと、画面左のほうにページサムネイルが表示されますので、ページ番号をタッチしていただきますと該当ページのほうをご覧いただける形になるということでございます。

配付資料といたしましては、資料1～資料4、それと参考資料については参考資料1～5ということで、タブには資料1は枝番がついておりまして、1-1、1-2、資料2はそのまま資料2、それから資料3は3つ枝番がありまして、3-1、3-2、3-3というような形になっています。参考資料については参-1とか参-2というような表現で書かれております。

資料が見られないなど不都合な点がございましたら、審議の途中でも、お近くの事務局員のほうにお声がけをいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次に、本日の会議の進め方についてご説明いたしたいと思います。

まず初めに、議事(1)といたしまして豚コレラの状況及び対策についてと、疫学調査

結果の中間取りまとめも含めまして事務局よりご説明いたします。その後、議事（２）といたしまして、アフリカ豚コレラの特定期間伝染病防疫指針の見直しについて事務局より説明いたします。その後、内容についてご議論をいただきたいというふうに考えております。

それでは、これからの議事進行につきましては津田委員長にお願いしたいと思います。津田委員長、よろしくお願いいたします。

○津田委員長 それでは、これから議事次第に沿って進めます。

まず、議事次第第（１）の豚コレラの状況及び対策について、事務局のほうから説明をお願いします。

○山野室長 それでは、私のほうからご説明差し上げたいと思います。

資料の１－１をご覧くださいと思います。その最初のページから、１ページ目、２ページ目、３ページ目、４ページ目と、昨年の９月以降の発生の防疫措置の対応状況の概要が示されております。現在、４ページ目にありますけれども、38例目が防疫措置が終了したところというような形になっております。

５ページ目をご覧くださいと思います。

豚コレラの発生状況ということで、地図上に落とし込んだものでございます。岐阜県、愛知県、三重県及び福井県において38事例が発生している状況ということでございます。

この地図上のプロットで、丸で番号が書かれているものについては事例を示しております。あと、青丸で片仮名でオとかエとア、片仮名がくっついているもの、これにつきましては、それぞれの発生農場の関連で発生している部分、関連農場としてなっているものということでございます。それぞれ関連農場のどれをあらわすかは、先ほどの１～４ページに書かれています、その一覧に、それぞれの片仮名のものが含まれるという形になります。最終発生は、先ほどの８月17日ということで、38例目のものが最終発生という形になっております。

後ほど中間取りまとめについてご説明を申し上げますけれども、疫学調査によりますと、感染野生イノシシ、または近隣の発生農場に由来するウイルスが、人、車両、野生動物、あるいは給餌車、また豚の移動ということを紹介して農場内及び豚舎内に侵入した可能性が指摘されているわけでございます。これを受けて、毎日の健康観察や早期通報・相談、あるいは野生動物の侵入防止対策の徹底、あるいは適切な洗浄・消毒、あるいは屠畜場などの畜産関係施設での交差汚染防止対策の徹底、畜産資材を導入する場合の対策の徹底な

どについて、改めて周知しているということでございます。

また、農林水産省といたしましては、感染野生イノシシのリスクの高い地域につきまして、早期出荷促進対策を提案して、本対策の活用を推進しているということでございます。

次のページをご覧ください。6ページ目でございますが、6ページに早期出荷対策の実施状況ということで書かれています。

陽性野生イノシシの10キロ圏内の農場において以下の事業が活用可能であるということ整理されておりますが、この陽性野生イノシシ、10キロ圏内ということは、リスクの高い地域ということで、まず一旦、その地域ではリスクが高いということで、豚舎内から豚をまずクリアリングしていただこうと。その間に豚舎の衛生管理を向上させるようなハード整備をしていただこうというような考え方でございます。

3番目に書いてあります衛生管理向上支援というのが、特に①のところですが、衛生管理強化に要する施設整備を支援ということで、これをもって衛生管理強化をしていただくということですが、それに先立って早期出荷奨励金、あるいは経営再開支援金ということで、豚のクリアリングの支援を行うというようなことでございます。

米印のところに書いてありますけれども、陽性野生イノシシ10キロ圏内の農場が新たに生じたということで、後ほどご説明いたしますけれども、イノシシの陽性が新たに生まれた三重県や長野県、あるいは福井県、富山県においても、事業者の要望があれば事業の実施が可能であるというようなことで、今、各県に体制の整備をお願いしているというようなことでございます。

次のページ、7ページ目でございますけれども、7ページ目では、豚コレラの衛生管理再生緊急支援事業を活用した衛生管理強化のイメージということで、衛生管理、このように豚舎を中心に、野生動物や、あるいは人や車両でのウイルスの侵入防止対策をとっていただけるようなハード整備ができるような事業という形になっております。

8ページ目につきましては、今、豚コレラ発生農場の経営再開ということで、愛知県の事例でございますけれども、愛知県で1つ経営再開があるということと、あと、10ページですけれども、早期出荷事業の開始ということで、岐阜県においても早期出荷が始まっているということでございます。

12ページでございますけれども、野生イノシシの豚コレラの陽性確認ということでございまして、現在、野生イノシシの豚コレラにつきましては、岐阜県、愛知県で捕獲・検査の強化と経口ワクチンの散布に対する支援を継続してございますけれども、三重県、福井県、

長野県、富山県、あるいは石川県で陽性イノシシが見つまっているというような状況でございます。イノシシなどの野生動物が出現するおそれのある野外のごみの放置禁止であるとか、ごみ置き場での野生動物の接触防止などにつきまして、特に所掌しております環境省に対しまして、こういった注意喚起の協力を依頼しながら、政府を挙げて対策をとっていくというようなことを行っているところでございます。また、経口ワクチンの散布に対しましては、隣接の岐阜県と愛知県に加えまして、その隣接の奈良県にも追加をして散布を行おうということで取り組んでいるところでございます。

13ページ以降でございますが、13ページから、陽性野生イノシシの発見地点ということがプロットされています。丸や三角ということですが、丸は死亡イノシシでの発見地点です。三角は捕獲したイノシシでの発見地点ということになっております。このような形でなっていると。

14ページは、富山、石川、岐阜、長野といったところで、こういったところでも出ているということになります。

それから、15ページ以降ですけれども、経口ワクチンの散布計画の実施概要を整理してございます。16ページも同様でございます。15ページは、3月から行っておりますけれども、3月～5月にかけての春の部分の散布の岐阜と愛知の分でございます。夏は16ページ、17ページということになりますが、岐阜、愛知、三重、さらに福井、長野、富山、石川、あるいは静岡、滋賀ということで、夏場の散布のそれぞれの県の計画ということで整理させていただいております。

豚コレラ・アフリカ豚コレラの野生イノシシ対策ということで整理したのが18ページになっております。

先ほどご説明したとおりでございますけれども、野生イノシシの検査と、あと捕獲検査ということが左、それからあと、野生イノシシの経口ワクチンの散布ということを行いつつ、さらに農場防御の囲い柵を設置するというので、農場への囲い柵設置支援ということで補助事業も仕組みながら、農場での柵の設置ということにつきましても今取り組んでいるということになります。

なお、農場防護の囲い策につきましては、アフリカ豚コレラ対策ということも含めまして、全国的に行っているというような状況でございます。それは19ページのほうに、アフリカ豚コレラ対策ということで整理をさせていただいています。

先ほど申し上げましたように、アフリカ豚コレラ対策でございますけれども、世界での

アフリカ豚コレラ対策ということで整理しておりますが、まず水際検疫を強化すること、それから、野生イノシシから隔離をすること、それから、農場バイオセキュリティを向上させること、または生産者や従業員の教育をするというようなこと、これに対して我が国のアフリカ豚コレラ対策としては、水際検疫の強化と、あるいはイノシシの囲い込み、あるいは捕獲といったこと、それから飼養衛生管理基準の指導というようなことを取り組んでいるとともに、これらをさらに強化するということが、検疫探知犬の増頭であったり、あるいは、先ほどご紹介いたしました全国の養豚農場での製造物侵入防護のための囲繞柵、周りを囲う柵の設置を支援したりということ。なお、3番目に、アフリカ豚コレラに対する特定家畜伝染病防疫指針や飼養衛生管理基準などの適宜適切な見直しということをやろうとしております。なお、本日の議題となっておりますアフリカ豚コレラに対する特定家畜伝染病防疫指針の改正の部分については、後ほどご説明いたしますが、これはまさにこの対策の一部に位置づけられているということでございます。

20ページは、国際会議でもアジア地域のアフリカ豚コレラの専門家会合を行いながら、周辺県との情報共有をしながら対策を進めていく必要があるということで、こういったことで会議を進めておるということでございます。

また、21ページは、ヨーロッパでの農場の防護柵や、あるいはごみ箱の設置の事例の写真が載っております。

22ページ～24ページまで、ただいま説明したもののプラスアルファで、豚コレラの対策だとか予算措置だとかが整理されておりますので、後でご覧いただければと思います。

アフリカ豚コレラの関係でございますけれども、最初にこれを説明したほうがよかったのかもしれませんが、25ページでございます。これは中国、アジア地域での、特に中国を中心としたアフリカ豚コレラの発生状況ということで、最初は、このオレンジ色で描かれておりますけれども、これはそれぞれ発生が確認されたところをオレンジ色にしておったわけですが、もう今や全土が全部オレンジ色になってしまっているというような状況でございます。

26ページをご覧いただければ、最初はアフリカや一部の地域ということだったんですが、2007年からユーラシア大陸、ヨーロッパ、東ヨーロッパのほうに侵入いたしまして、およそ10年かけて中国のほうまで来たというようなことで拡大をしているというようなことでございます。

27ページは、欧州、ロシアでのアフリカ豚コレラの発生状況をまとめたものでございま

す。

アフリカ豚コレラ対策の強化ということで、28ページ目以降ということなんですけれども、水際対策ということで、まず1つは、相手国からまず持ってこさせないということが大事なことということで、このような情報発信をしながら、あるいは機内アナウンスをしたりポスター掲示をしたりというようなことでもって広報、キャンペーンを行ったり、あるいは、持ってこさせないようにするために、外国人技能実習生に対して動物検疫制度を周知をしたりというようなことを取り組んでいるというようなところでございます。

29ページですが、持ってこさせない上に、さらに日本に入れさせないということで水際検疫ということが必要ということですが、検疫探知犬を増頭したり、あるいは罰則の強化ということで、対応の厳格化というようなことで、警察への通報や告発の対象として、警告書を交付しながら違反者情報をデータベース化し、複数回違反するような者の取り締まりということ、あるいは逮捕をしていただくというようなことも含めて対応を強化しているところでございます。

さらに、今度は国内の対策という形になりますけれども、農場に入れさせないということで、野生イノシシ対策ということを含めて、環境省や国交省のほうの協力も得ながら、ごみ対策を行うというようなことを実施しているということでございます。

また、食品原料に由来する飼料の加熱につきましても、都道府県や生産者団体などを通じまして農家に徹底をするというようなことも行っているということでございます。

あと、30ページ目以降ですけれども、ベトナムから畜産物を違法に持ち込んだ者を逮捕した事例がありましたので、ご紹介をしていきたいということでございます。

以上、豚コレラやアフリカ豚コレラ対策の今の現状の状況であるとか、その対応につきましてご説明を申し上げました。

次に、資料1-2をご覧くださいと思います。

資料1-2は、8月8日に公表をいたしました豚コレラの疫学調査に係る中間取りまとめということで、今回の9月以降の発生の疫学調査についての取りまとめを概要として公表したものでございます。

1ページ目を見ていただきますと、1ページの1の(1)で調査の目的ということですが、海外からの侵入要因、それから農場、豚舎内への侵入要因を究明して、この要因を遮断するための対策を提示するということを目的に実施をしております。

ずっと下がっていただいで、(2)の④でございましてけれども、今回の中間取り

まとめにおきましては、1例目～28例目までの発生事例についての検討が行われております。

調査結果でございますが、まず（1）番の分離ウイルスの遺伝子学的性状分析ということでございますけれども、今回の発生農場や野生イノシシから分離されたウイルス株につきましては、過去に我が国で分離された株や、我が国で備蓄しているワクチンの株とは異なっており、遺伝子亜型の2.1dに分類されるということでございます。この分類に属するウイルスにつきましては、近年、中国国内で発生している弱い病原性を示す豚コレラの原因であることが報告されております。一方で、中国以外の東アジア地域の各国では、これらの流行株の解析が進んでいないということもありますので、この近縁の株での発生が周辺国で起こっているのかどうかは可能性は否定できないということで、今回の国内発生例の分離されたウイルスにつきましては、中国またはその周辺国から侵入したウイルスであると推定がされるというふうなことでございます。

（2）ですが、分離ウイルスの病原性の解析ということで、1例目と11例目の発生農場で分離されたウイルスを使いまして感染試験をしている結果でございますけれども、病原性は強毒株よりも低いということが確認されております。また、イノシシは、そのものは使えなかったんですが、イノブタで感染試験も行ってございまして、臨床症状については顕著な差は認められなかったということでございます。一方で、2週間以上の経過を経てということなんですが、豚3頭については全て生残したんですが、イノブタについては3頭中の2頭が2週間以上の経過を経てということで死亡しているということでございます。経口ワクチンを投与しておいたイノブタ3頭については、ウイルスの攻撃後も症状は示さなかったということがわかっております。

それから、（3）でございますが、免疫学的な性状分析ということですが、我が国で備蓄されている豚コレラワクチンの有効性を評価しておりますが、現在流行している豚コレラウイルスに対して備蓄ワクチンの効果は期待できるということがわかったということでございます。

それから、（4）でございますが、海外からの侵入要因ですけれども、ウイルス侵入時期を推定した結果ということで、最初にウイルスが感染した農場は1例目の発生農場と考えられるということでございます。①～③ということですが、1例目の発生農場では、海外との接点を確認されておりません。②について、岐阜市では、2018年7月と8月に、平年より多くの死亡イノシシが発見されていて、これらのイノシシが豚コレラに感染した可

能性は否定できないということがございます。なお、輸入検査の受検が自己申告方式であるということもあるので、輸入検疫を受けずに持ち込まれた手荷物などでウイルスが侵入して野生イノシシに感染した可能性があるということで、海外から直接1例目の発生のウイルスが侵入した可能性よりも、海外からイノシシ群にウイルスが侵入し、それが1例目の発生の順に伝播した可能性のほうが高いということが考えられるということでございます。

次のページでございます。(5)でございますが、発生農場と豚舎への侵入要因ということです。

3行目になりますけれども、農場へ侵入した由来につきましては、28例中のほとんどの事例で感染野生イノシシ由来のウイルスであるということが考えられるということでございます。なお、田原市の5例につきましては、近隣の発生農場由来のウイルスと考えられるということが指摘されております。

なお、9例目と16例目については、いずれかが他方から感染した可能性が考えられるということなんですけれども、先に、この田原地区は近隣に野生イノシシの感染や、他の発生農場がないということもありますので、比較的離れた地域からウイルスが運ばれた可能性が考えられるということでございます。

また、愛知県瀬戸市の3例、15例目、19例目、22例目ということは、周辺に感染したイノシシも存在しているということもございまして、比較的離れた地域からウイルスが運ばれたのか、あるいは、その近隣の感染イノシシから来たのか、どちらの可能性もあり得るというようなことが指摘されております。

そういったことから提言といたしまして、一番最初にご説明しましたような①の毎日の健康観察と早期通報・相談であったり、野生動物対策、あるいは適切な洗浄・消毒、また農場での豚の移動の対策、あるいは適切な飼料給与だったり、出荷の対策の徹底、あるいは適切な水の使用というようなことを提言していただいております。

今後の対応というところでございますけれども、それぞれ、さらに感染試験というか、ウイルスの体内動態や免疫応答について検証を進めていく。あるいは、遺伝子解析等の実施ということで、野生イノシシとの関連性の有無の検証を進めるというようなこと、それから、リスクと防御要因を明らかにするということで、発生農場と非発生農場で実施されていた衛生対策の違いといったことについての検証を進めるといったこと、それから、豚舎内外での野生動物の同定調査であったり、豚コレラウイルスの遺伝子検出調査というこ

とを行うことよっての伝播リスクについての検証といったことをさらに進めていく必要があるという形で取りまとめられているということでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○津田委員長 ありがとうございます。

それでは、今ご説明のあった件につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、筒井さん。

○筒井委員 ちょっと1点だけ教えていただきたいんですけども、ちょっとすみません。私もこの8月からということなので、早期出荷対策のところなんですけど、これは今、4県ということで、これはボランティアで、いわゆるやりたい方がやっていただくという感じになっていて、この目的というのが、要は、いわゆる侵入防止対策でありますとか衛生管理体制の整備のために、今一旦出荷していただくというような形で、そういう目的でやられているという理解でよろしいんですか。

○山野室長 今ご指摘がありましたとおり、まずボランティアの対策でございます。空舎をしていただいて、その間に衛生管理向上をしていただくというのが一番大きな部分でございますけれども、さらに、できますれば皆さんに参加していただいて、感受性動物をリスクの高い地域からなくするといったことも狙ってということではございます。

○筒井委員 当初、そういうところが大きいのかなと思っていたんですけども、直近の目的としては、やはりまずは衛生対策の向上ということになっているという理解ですか。わかりました。

○津田委員長 ほかにございませんか。

山口先生、どうぞ。

○山口委員 山口です。

ちょっと最初の岐阜と愛知のところの野生イノシシの抗体のところの状況を見ると、特に6月にかけても、抗体の陽性率はそんなに特別多くなっているわけじゃないんですけども、頭数で陽性のものもかなり多くなっています。経口ワクチンのこれまで岐阜、愛知で取り組んできた、実際に効果的などころというのは、どのような状態なのかなと。そして、さらに拡大していくということで、今のそういう経口の埋めてやるやり方がどういう成果を上げているのかなというところを教えていただければ。

○山野室長 先ほどの資料1-1の12ページ目に抗体の保有率の状況ということで、岐阜

県と愛知県で保有率の変化、4月、5月、6月ということで整理をさせていただいております。ただ、これは経ロワクチンの効果だけではなくて、当然自然感染による抗体上昇率も含まれた数字になっております。経ロワクチンの効果だけを取り出すのはなかなか難しいところはあるんですけども、最初、5月にワクチンの検討会をやったときには、その時点で抗体、推定される場所は10%ぐらいから20%ぐらいの間じゃないかというのが、1回目の春の散布についての評価という形になっております。

最近の岐阜県の状況を見ますと、特に、当初かなり陽性が見つかった、いわゆる爆心地といいますか、そういったところにつきましては、PCR陰性で抗体だけが陽性というような個体はかなり見つかってきておりますので、もちろん自然感染したものが退化しているものもかなりあるかと思いますが、経ロワクチンの効果ということもそれなりにあるのかなというふうな評価をしております。

○津田委員長 ほかにございますか。

○筒井委員 ということは、この表というのは、いわゆる遺伝子検査陽性のものも含めた全ての抗体陽性ということですか。

○山野室長 はい、そうなります。

○津田委員長 よろしいですか。

それでは、ないようでしたら、ありがとうございます。次に行きたいと思えます。

続きまして、議事を進めていきます。次は議事次第第2のアフリカ豚コレラの特定家畜伝染病防疫指針の見直しということにつきまして、事務局のほうから説明をお願いします。

○伴課長補佐 動物衛生課防疫企画官の伴です。私のほうから、資料2、資料3、資料4に基づきまして、今回のアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更の概要と、その主な変更点について説明させていただきます。

指針本体の改正案が資料4になりますので、資料4を参照しながらの説明になりまして、資料がいろいろ飛んでしまうと思えますけれども、ご了承いただければと思えます。

まず資料2でございます。

まず1番目のところ、変更の背景というところですけども、防疫指針につきましては、家伝法第3条の2第6項に基づきまして、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえまして、少なくとも3年ごとに再検討を加えまして、必要に応じて変更することとされております。これに基づきまして、豚コレラの防疫指針とアフリカ豚コレラの防疫指針につきましては、最終改正から3年が経過した昨年10月に内容を一部変更したところでござい

す。また、これまではアフリカ豚コレラの指針につきましては、類病であります豚コレラの指針を準用する形をとってきたところでございます。

「しかしながら」というところで、3番目でございますが、現在、中国、モンゴル、東南アジアなどの近隣諸国におきましてアフリカ豚コレラの発生が拡大しております。我が国への侵入リスクが格段に高まっている状況です。また、国内における豚コレラの発生対応におきまして、豚飼養農場及び野生イノシシにおける防疫措置に追加すべき点が明確になってきております。さらに防疫の現場のほうからは、現在のアフリカ豚コレラの指針が豚コレラを準用する形をとっておりますので、使いやすさの面から単独の防疫指針にしてほしいといった意見もございます。このような状況を踏まえまして、万が一我が国にアフリカ豚コレラウイルスが侵入した際にも、早期発見・早期通報がなされ、迅速かつ効果的に封じ込めが行えるように、本指針の全部を変更することとしたいというものになります。

2ページ目から具体的な変更の方針ということになります。2ページ目でございます。

まず一番のポイントが(1)でございますけれども、アフリカ豚コレラの検査体制の強化ということになります。現在、本病の検査は動物衛生研究部門でしか実施できませんけれども、国内における本病の浸潤をより早期に摘発するために、本病検査の一部、具体的には一般病性鑑定豚と死亡イノシシのPCR検査ということになりますけれども、これらを家畜保健所で実施できる体制を構築するというものでございます。詳細は後ほどご説明いたします。

(2)が早期発見・早期通報の徹底ということですが、既に施行済みでございますが、参考資料3として添付しておりますけれども、本年3月13日に家伝法第13条の2第1項に基づきまして、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの特定期間を告示で定めております。これを防疫指針にも反映させて、早期発見・通報を徹底したいというものでございます。

(3)が患畜及び疑似患畜の範囲の見直しということでございます。家畜保健所で遺伝子検査が実施されることを踏まえまして、その段階ですぐに患畜とはせず、動衛研に検体を送付しまして、リアルタイムPCRや遺伝子解析などを確定検査後として実施しまして、それにより患畜を決定することを考えております。ただし、移動制限区域内における続発事例などにおきましては、その地域にウイルスが既に浸潤しているということが明らかでございますので、家保で実施するコンベンショナルのPCRで疑似患畜にしたいというふうに考えております。

(4) が殺処分前後のネズミ、ダニの対策の徹底ということでございます。ウイルスの拡散・蔓延の原因となり得るため、発生農場や、その周辺におきまして殺鼠剤や忌避剤、殺虫剤などを散布して、それらを徹底したいということでございます。

(5) が報告徴求でございます。既に豚コレラでは運用されておりますけれども、発生農場周辺の農場や疫学関連農場に対しまして、移動制限の措置に加えまして、毎日の健康観察及び死亡頭数などの報告を求めることを期待したいと思っております。

(6) でございますが、発生農場における豚の再導入前のモニター豚、いわゆるおとり豚の導入でございます。鳥インフルエンザなどでは既に規定がございますけれども、アフリカ豚コレラの発生の際にもモニター豚を導入して攻撃検査を実施しまして清浄性を確認するということを実施したいと思っております。

なお、今般の豚コレラの発生事例におきましても、経営再開に当たっては既に運用されているということになります。

3 ページ目でございます。

5 番目、今後のスケジュールということですが、本日ご議論いただいた結果をもとに、家伝法第3条の2第7項の規定に基づきまして、都道府県へ意見照会を実施したいと思っております。その後、本委員会での議論と都道府県からの意見を家畜衛生部会に報告ということになります。最終的には家畜衛生部会から変更の方針について答申を経た後、速やかに防疫指針を改正して公表したいというふうに考えております。

以上が変更の方針ですが、続きまして、資料3-1ということでございます。資料3-1が具体的な変更点ということで、具体的な変更内容をお示ししていきたいと思っております。

まず前文につきましては、時点や状況の更新のみで、大きな変更はございません。

第1の基本方針でございます。豚コレラ防疫指針の準用をやめまして、直接内容をアフリカ豚コレラ指針に書き込んだということに加えまして、発生時には、患畜、疑似患畜の迅速な屠殺と、その死体の埋却といった処理が重要であることはもちろんですが、疫学関連家畜の迅速な特定も重要でございます。そのため、都道府県が防疫措置とともに疫学関連家畜の特定もあわせて進めて、厳格に監視することを追記しております。

第2の発生の予防及び発生時に備えた事前の準備につきましては、同じく豚コレラの指針の準用をやめておりますけれども、都道府県の取り組みとしまして、豚販売業者、死亡獣畜運搬業者などの飼養衛生管理の周知、屠畜場、化製処理場などの家畜処理施設におけ

る消毒施設の指導についても追記したいと思っております。

次に、第3の浸潤状況を確認するための調査でございますが、これが新設の章になります。この中で、都道府県は、原則として、家保で実施する全ての豚の病性鑑定豚について、アフリカ豚の抗原検査としてPCR検査を実施、また、下の白丸のところですが、野生イノシシについて、発生状況の把握及び死亡イノシシにおけるPCRを実施するというようにしております。これらにつきましては、豚コレラについては既に実施されておりますので、アフリカ豚コレラにつきましても、豚コレラと同様の体制をつくってアフリカ豚コレラの監視をするということにしております。

これにつきましては、補足資料としまして資料3-2をつけております。資料3-2でございますが、この図がアフリカ豚コレラのPCR検査の対応ということになるんですけども、申しわけございません。資料の訂正がございます。

右側の検査機関のところですが、一番上のところ、「当面、家畜保健衛生所」というふうに書いておりますけれども、これ、野生イノシシの浸潤状況調査、一番上のところが当面、家畜保健衛生所で実施、その下の2行目の血液・臓器を使った一般病性鑑定サーベイランスにつきましては、「当面」という言葉はなくして、家畜保健衛生所で実施ということで資料を訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

したがって、発生前の検査としましては、野生イノシシにつきましては、浸潤状況調査として死亡個体のPCR検査を当面家保で実施、また、飼養豚につきましては、一般病性鑑定サーベイランスとしましてPCR検査を家保で実施ということでございます。ただし、アフリカ豚コレラを疑う緊急病性鑑定が入った場合には、即座に動物衛生研究部門に検体を送付いただいて検査ということになります。

下半分が発生が確定した後に実施する検査ということですが、発生状況確認検査とか清浄性確認検査といった各種検査につきましては、家保で実施ということをご想定しております。

これらの検査のフロー図が、資料3-3という資料を2枚紙で準備しております。想定1が以上豚通報の流れ、想定2が病性鑑定材料を用いた調査ということですが、これ、どちらの調査につきましても、発生が確定するまではアフリカ豚コレラと豚コレラの検査が同時に走るといったような流れになっておりますので、大きな違いはないということになります。

資料のほう、また資料3-1に戻っていただきまして、1ページ目の一番下の第4で

ございます。第4の異常豚の発見及び検査の実施というところでございますが、資料2でもご説明したとおりですけれども、先般、豚コレラとアフリカ豚コレラについて定めた特定症状を指針上も明記するというところでございます。

資料が飛んで恐縮でございますけれども、資料4でございます。資料4が具体的な改正案ですけれども、これの14ページをご覧ください。一番上のページに14と打っていただければ14にジャンプしますけれども、14ページでございます。

(3) としまして、特定症状を確認した場合、当該豚の写真、症状、同居豚の状況を添えて動物衛生課に報告とあります。その症状が①～④にありますが、①であれば死斑がある、②一定期間にア～キまでを示す豚が増加している場合ということで、具体的には発熱、元気消失、食欲減退、便秘、下痢、結膜炎、発育不良、異常産、血便などがあります。③につきましては、繁殖肥育豚が複数頭突然死亡するといった症状で、④につきましては、白血球数が1万個未満に減少といったことになっております。ただしということで、③につきましては、③の後段でございますが、ただし書きで、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害、その他災害など、アフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は除くというふうにしております。

ただし、そのような場合でありましても、14ページの下に留意事項の⑧の指導事項がございますが、ここの真ん中以降に「一定期間（概ね一週間程度）」と記載しておりますけれども、一定期間、死亡豚周辺の異常の有無の確認を継続しまして、異常があれば、そのような場合であっても家保へ届け出るように指導することを明記しております。

また、特定症状を示す異常豚が認められた場合ですけれども、次の15ページの一番上の3番、検体の送付というところがございます。こういった異常豚が認められた場合は、動衛研に検体を送付ということでございます。

実際に動衛研で実施する検査につきましては、ちょっとページが飛びますけれども、18ページ、7番でございます。ページを18と打っていただいても飛びますので、7番のところでございますが、実際に動物衛生研究部門で実施する検査としましては、抗原検査としてPCR検査とウイルス分離、必要に応じて遺伝子解析と血清抗体検査ということになります。蛍光抗体法につきましては今回の改正案では削除しておりますけれども、これにつきましては、コンベンショナルPCRとリアルタイムPCRの組み合わせにつきましては、感度、特異度ともに蛍光抗体法にまさるということでございまして、実施する必要性、意義は低いといったことが理由によります。

また、必要に応じた遺伝子解析ということにつきまして新たに追加しておりますけれども、これにつきましては、遺伝子の転移・変異があった場合には、リアルタイムPCRの反応が悪くなりまして、確定診断が難しくなるといったことも想定されるために、そのような場合には必要に応じて遺伝子解析を行うといったことを想定しております。

このあたりの動物衛生研究部門での検査につきまして、山川委員、何か補足事項等ございますでしょうか。

○山川委員 特に補足はないんですけれども、我々の中で協議した上で、そう記載していただいたというところがありますので、特にはないです。蛍光抗体法は、もちろん我々のところでもできる状況にはあるんですけれども、そのツールとしての抗体には限りがあるというところがありまして、現状でそこを蛍光抗体までやる必要はなかろうというのがまずあります。

あとPCRですね。アフリカ豚コレラウイルスは非常にユニークなウイルスで、1科1属1種というので、ほかのウイルスと交差を示さない。PCRで特異的に反応することがわかっておりますので、コンベンショナルなPCRとリアルタイムPCRの組み合わせで検査をすれば、まず見逃すことはないだろうと。ウイルス分離というのはマクロファージ細胞を使ってやるんですけれども、赤血球吸着反応という独特な現象を示しますので、それを使ってやれば、まずもって漏れはないということがあります。それで7番のような表記になったとご理解いただければいいと思います。

○伴課長補佐 ありがとうございます。

それでは、資料のほうを引き続きまして説明してまいります。

続きまして、同じ資料4の、今度は次のページ、19ページ、第5の病性等の判定でございます。

1の病性の判定方法につきましては、今回、異常豚通報に加えまして、都道府県での浸潤状況調査、確認のための調査が新たに入りましたので、その場合分けを(1)、(2)で行っております。

この病性の判定に基づきまして、2の患畜及び疑似患畜の判定に移行することになるんですけれども、まず患畜の判定でございます。ページでいきますと20ページになります。20ページの(1)が患畜ということで、(1)の②でございます。これまでPCR検査で陽性の場合のみとしていたものを、今後、家保でのPCR検査が実施されることとなりますので、初発で当該検査のみで患畜とすることを避けまして、遺伝子検査として必要に応

じた動衛研での遺伝子解析を追加しております。

また、(1)の③ですけれども、先ほどご説明したとおり、蛍光抗体法を動衛研での検査から削除しておりますので、患畜の確定検査からも除外しております。

(2)の疑似患畜の判定でございますけれども、③としまして、新たに移動制限区域内で本病を疑う臨床症状を示してPCR検査で陽性になった場合は、疑似患畜ということを追加しております。これは、続発の場合、家保のPCR検査で疑似患畜として防疫措置を迅速に開始するということを想定しております。

次に、26ページでございます。26ページに飛んでいただきまして、第7でございます。26ページ、第7の発生農場等における防疫措置というところでございます。

アフリカ豚コレラの伝播にネズミやダニなどが関与する可能性を考慮しまして、今回、(3)ですけれども、都道府県は、患畜、疑似患畜の判定後、原則として速やかに発生農場の外縁部等に消石灰、殺鼠剤や殺虫剤を散布し、ネズミ・ダニ等による病原体の拡散防止措置を行うとしております。また、発生農場周囲1キロ圏内の農場に対しても消石灰を散布して、消毒効果とともにネズミなどの忌避効果を期待するというところでございます。発生農場などにおけるこのような措置につきましては、屠殺終了後にも実施して、病減災の散逸防止に万全を期すということにしております。

また、その下の(4)でございますけれども、今ご説明したようなネズミ、ダニ対策の措置を適切にしっかりと実施するために、そういった措置の終了後、原則として24時間以内に屠殺を完了、また、埋却などの死体の処理につきましては、次の27ページの一番下、2の(1)ですけれども、そういったネズミ・ダニ対策の終了後、72時間以内に埋却などを完了させるといったこととしております。

続きまして、33ページでございます。33ページに飛んでいただきまして、第9の移動制限区域及び搬出制限区域の設定というところでございます。

この章も、もともと豚コレラ防疫指針に準用とだけしていたものを、豚コレラに準用から直接明記としておりますけれども、追加部分につきましては、34ページの上のほうの(6)制限区域内の農場への指導というところでございます。これが新たに追加したところになりますけれども、都道府県は、制限区域内の全ての農場の所有者に対しまして、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導するとしております。また、報告徴求としまして、毎日、当日の死亡頭数などについて制限が解除されるまで報告を求めるということとしております。

その具体的な報告内容が、下の留意事項の㉗に具体的な報告内容などを記載しております。1の(1)～(6)に記載してあるとおりですけれども、死亡頭数、死亡豚の位置、日齢、体重、あと考えられ得る死亡原因、また分娩頭数、出荷・導入頭数、死亡豚の同居豚の臨床所見などを挙げてあります。

また、その下に指導事項として留意点2～8を記載しておりますけれども、これにつきましては、豚コレラで運用しているものと同様の移動制限区域内の農場への指導事項といったこととなります。

続きまして、36ページになります。36ページの上に留意事項の㉘というものがございます。内容が、制限区域の解除に係る動物衛生課との協議ということでございますが、移動制限区域内の農場に対しましては、発生状況確認検査と、その後、防疫措置完了後に11日目に実施する清浄性確認検査と2回の検査を実施することになりまして、その後、解除ということになりますけれども、今般の豚コレラのような、いわゆる病原性が強毒タイプではないマイルドなウイルスであった場合に、アフリカ豚コレラについてもそういったことが想定され得るということで、そういったことを考慮しまして、分離されたウイルスの性状、病原性などから、明確な臨床症状を呈さないような場合などにおいては、本小委員会の専門家の意見を踏まえまして、必要に応じて移動制限区域の解除前にもう一度検査を追加するということが、これにつきましても豚コレラで今回運用している内容ということになります。

同じページの真ん中のところ、5番ですが、制限の対象外ということでございます。移動制限区域内の豚等の同じ区域内の屠畜場の出荷につきまして、豚コレラと同様の内容を追記しております。その要件につきましては、片仮名のアとイのところでございますけれども、発生状況確認検査で陰性が確認されている農場の豚で、さらに出荷豚、または同一畜舎の豚等につきまして、出荷日から3日以内に採材した検体でPCR検査で陰性が確認されているということが条件、要件になります。

また、移動時の措置としましては、ここの(1)の㉑に記載してありますけれども、㉑のような防疫措置を講じまして、蔓延防止に万全を期すというところがございます。このア～クに記載がある内容でございます。屠畜する当日に移動させるだとか、移動前の臨床観察とか、そういったところの内容になります。

次に、ページでいきますと44ページになります。44ページが第12、ウイルスの浸潤状況の確認という章になります。この章につきましては、疫学調査の章ということになります。

1の(2)疫学関連家畜というところですが、(1)の疫学調査の結果、(2)の下の方に記載のある①～④までに該当する疫学関連家畜、つまり、内容としましては、①、②のような8日以上22日以内に患畜、疑似患畜と接触した豚で、あるいは、④のところですが、④のように屠畜場などで交差汚染したおそれがある豚がいることがわかった場合には、直ちにこのような農場に立ち入り、先ほどご説明しました特定症状の有無を確認するということを明記しております。

また、当該疫学関連家畜が飼養されている農場に対しましては、(2)の真ん中の赤字のところでございます。なお書きのところですが、「なお」と書いてありますが、移動制限区域内の農場と同様に、毎日の健康観察の徹底指導、報告徴求が課せられるということになります。

次のページ、45ページの上段のほうに(4)制限の対象外というものがございまして、疫学関連家畜が飼養されている農場に対しましては、移動制限がかけられることとなりますが、蔓延防止措置が適切にとられている場合につきましては、屠畜場などの特定の場所に移動できるということを明記しております。

その際の要件、検査内容についてが、次の46ページの留意事項の㊸というところに、制限の対象外としまして、疫学関連家畜を移動制限の対象外として動かす際の要件となります。これにつきましても、現在、豚コレラで実施している内容と同じ要件となりますが、例えば屠畜場の出荷につきましては、1の(1)～(6)となりますが、(1)であれば出荷計画の事前の提出、(2)は出荷前1週間の体温測定及び経時的臨床観察の実施とその報告、家保は、異常が確認された場合には、(4)のところですが、農場に立ち入りまして血液検査とPCR検査を実施というふうにしております。

また、次の47ページにつきましては、上から3行目の2番のところですが、他農場への生体や精液等を移動させる場合というところがございます。

まず、子豚や種豚を移動させる場合につきましては、(1)なんですけれども、移動計画の事前提出、(3)としまして移動豚のPCR検査での陰性確認、(4)としまして移動先農場での隔離観察が必要ということにしております。また、括弧書きで書いておりますけれども、他農場へ精液や受精卵を移動させる場合につきましては、(1)のところとしましては、保管場所の区分管理がされているということ、(3)でいきますと、個体の臨床検査、PCR検査などを実施、陰性が確認されていることということがございます。

またちょっと下のほうに行ってくださいと、47ページが一番下の3番でございます

けれども、豚等の死体、排せつ物、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動する場合というところですが、このところでは、次の要件を満たしている限り移動させることができるといふことで、その内容が48ページの上のほうからになります。

(1) 移動する際の措置としまして、①～⑦まで記載がありますけれども、①につきましては、移動日または前日の夜に豚に異常がないことを確認、②につきましては、密閉車両または密閉容器を用いるよう指導すること、③としましては、積み込み前後の車両表面全体の消毒、④としまして、他の畜産関係車両が利用しないルートの設定、⑤としましては、複数の農場を経由しないなどの、そういった要件を課しているということになります。

また、その下の(2)の焼却、化製処理または消毒を行う場合の措置ということですが、①としまして、運搬車両から投入場所まで飛散のないような措置を講ずる、②として、死体置き場と製品置き場を隔てる、③として、経路の消毒といった措置が必要になるということでございます。

また、これら疫学関連家畜が飼養されている農場の移動制限の解除につきましては、この下の留意事項の③⑥ということになります。③⑥につきましては、最終接触や交差汚染があったと思われる日から22日間経過した後に立ち入り検査を行い、特定症状の有無を確認する。同時に、その下の2の(1)ですけれども、採材をして、PCR検査で必要に応じた血清抗体検査を行う。(2)としまして、体温測定と血液検査を実施するということでございます。それらの検査の頭数につきましては、(3)に記載がございますけれども、95%の信頼度で10%の感染が摘発できる頭数としまして、少なくとも30頭以上ということで、各豚舎から無作為に、少なくとも5頭を抽出して検査するというところで、この頭数の考え方につきましては、同様に49ページの次のページの2番の移動制限区域内の発生状況確認検査や、清浄性確認検査も同じような考え方で検査の抽出をするということでございます。

資料につきましては、再び3-1をクリックいただければと思います。資料3-1の4ページ目、下のところに第14の家畜の再導入という章がございます。豚コレラの経営再開では、既に運用されておりますけれども、発生農場におきましては、再開のために家畜を再導入する場合にはモニター豚を導入するというところで、当該農場の清浄性を確認するための検査として臨床検査、PCR検査を実施するということを明記しております。それに当たりましては、下の黒丸の留意事項ですけれども、都道府県が当該農場の飼養衛生管理基準が遵守できるような体制になっていることを定期的に確認して、必要に応じて指導する

ことを明記しております。

最後に、第16のその他ということで、5ページ目になります。5ページ目の第16、その他なんですけれども、万が一アフリカ豚コレラが発生した場合には、我が国で初めての発生ということになりますけれども、想定外の対応が生じることも予想されます。そのため、2つ目の白丸のところなんですけれども、本指針に追加して防疫措置等を講ずる必要が生じた場合には、本委員会の専門家等の意見を踏まえて、通知等により緊急的に運用して、防疫措置完了後に指針の改正を検討するという追記いたしました。

その下の黒丸のところなんです、野生イノシシの対応マニュアルにつきましては、先ほど資料4の疫学関連家畜飼養農場で説明した内容と同様なんですけれども、野生イノシシ陽性確認地域の農場の移動制限について追記しまして、あわせてその対象外となる要件・検査内容につきまして同様の内容を追記しておりますので、省略させていただきます。

私からの説明は以上になります。

○津田委員長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら、どうぞ、お願いします。

嶋田委員。

○嶋田委員 すみません。事前に質問した内容とはちょっとずれるんですが、よろしいでしょうか。

ネズミの件があったと思うんですよ。要は拡散防止の措置として殺鼠剤とかであったんですが、私、農場で殺鼠剤の設置とかを農場の方と一緒にやったりするんですけれども、毒餌を喫食するまで、結構3日～5日ぐらいかかるケースが多いんですよ。ですので、その措置をしてから24時間以内に殺処分に入ることでしたが、もしかすると、殺処分の騒ぎの中、かなり外に出ていくネズミとかも多いのかなということで、ちょっと専門家ではないのでいいアイデアというのは思い浮かばないんですけれども、その辺の検討は一つ必要かなと感じています。

○伴課長補佐 ご指摘のとおり、ネズミ対策のところ、今回の指針もかなり手厚目にしたいということで、こういった書きぶりにしているんですけれども、ネズミ対策につきましては、発生時対応というよりも通常時の対応ということになりますので、飼養衛生管理基準上もそういった対策の記載がございますし、今後、飼養衛生管理基準の見直しといったことになった場合には、そういったところも検討したいと思います。また、今、ネズミ対

策につきましては、我々のほうもちょっとあまり知見がないものですから、専門家のほうにもいろいろ意見を聞いておりました、そういったところ、また手厚く詳細に書けるところがあれば、留意事項とかにその内容を書いていきたいとは思っております。ありがとうございます。

○津田委員長 ほかにございませんか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 事前にちょっとご質問できなくて申しわけなかったんですけども、家畜保健衛生所で検査を行うということで、15ページあたりのところに関連するかと思うんですけども、実際に家畜保健衛生所で解剖等を行うわけですね。その際の留意事項というものを加えたほうがいいのではないかなというふうに感じています。だから、採材の方法とか、あるいは、あけてみたら脾臓が腫れていましたよとか、そういうことがあり得るわけですね。そういうときにどのように処理をするか、それから排水はどうするのかとか、ちょっと難しいのかもしれませんが、そのあたりの細かい要件について、やはりどこかに書き込んでおく必要があるのかなというふうに感じました。

以上です。

○伴課長補佐 ご意見ありがとうございます。

もちろん、アフリカ豚コレラの解剖所見、当然ながら家保の先生方は見たこともないというのがございますので、これまでも全国会議などの機会を捉えまして、いろいろ解剖所見だとか、サンプリングをどうするんだとか、そういったところをこれまでも行ってきたところではあるんですけども、何かしっかりとしたマニュアルのようなものがあればということかと思っておりますので、そのあたりにつきましては、この留意事項に直接書き込むのか、あるいは別途課長通知とか、そういったところを出すということも想定されると思いますので、動物衛生研究部門のほうとちょっといろいろとご相談しながら対応はさせていただきたいと思っております。

また、来月もちょっと全国会議のほうも考えておりますので、そういった場でも都道府県の先生方には、アフリカ豚コレラのそういったところの特徴、注意点というものはいろいろご説明していきたいと思っております。

○津田委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

では、筒井委員、どうぞ。

○筒井委員 この指針の見直しに関しては、私は特にもうコメントはないんですが、要望として2点ほど。

1つは食品残渣の問題ですよね。これについては、やっぱりアフリカ豚コレラを考えたときに、豚コレラもそうですけれども、一番やっぱり食品加工工場から出てくる残渣というものについては大きな問題はないのかもしれませんが、やはりいわゆる残飯と言われてるものですよね。これについて今回書き込んでいただいて指導をするということになっておるんですが、やはりその指導の仕方、それから、できるだけやめてほしいと私なんかは思うんですけれども、エコということで今はいいのかもしれませんが、その点、少し徹底するような形での指導なりをしていただきたいということが1点。

それから、もう一点は、今回アフリカ豚コレラのPCR検査を家保にやっていただくということで、一次スクリーニングの一部の部分をお願いしているということになるかと思いますが。そのときにやっぱり重要になってくるのは、精度管理の問題がどうしても出てくるということだと思います。もちろん精度管理という意味でのサポート、それからソフト面からの支援といいますか、それも必要になってきますし、また一方では、こういった器具・機材の維持、こういったものにもやはり一定の予算がかかってくるということになると思います。したがって、そういった意味で、たくさんのサポートが恐らく必要になってくるんだろうというふうに思いますので、ぜひその点のところをご検討いただきたいと思いますというふうに思います。

○伴課長補佐 まず2点目のほうからですけれども、PCRを家保で実施するに当たっての精度管理の問題なり器具・機材の維持の予算面のサポートというところです。

まず精度管理というところにつきましては、まず、このPCR検査、いきなり試薬を配付して、家保で検査を始めてくださいということは想定しておりません。まず、その前に実証試験といいますか、家保でちゃんとPCRが動くのかといった期間が必要だと思っておりますので、ちょっとこれからまた動物衛生研究部門のほうとも相談させていただきたいんですけれども、まず家保に実際それが動くかどうかの実証の期間を設けて、その間に何か問題点があれば、その検証、あるいは修繕といったところを行うといったようなところで、やはりそういった期間が必要なんだろうなとは思っております。その間に、当然ながら、こういった制度上の指針の作成といったところが出てくると思うので、そういった期間を利用して、まず家保でのPCRがしっかりできるような体制を整えてから、実際に家保でやっていただくということを想定しております。

また、予算面のサポートにつきましては、当然こちらでも家伝費対応ができるところ、機材・器具とかというところの話ではあるかと思っておりますので、そこは別途、個別に都道府県からこちらに相談いただければいいかなというふうには思っております。

あと、1点目の食品残渣のほう……。

○山野室長 食品残渣の関係につきまして、非常に重要な課題だというふうに感じております。今も、まず食肉が入っていないことをよく確認してほしいということはやっておりますけれども、それとプラスして、わからない場合はちゃんとしっかりと加熱してほしいということで指導しておりますけれども、やっぱり重要な論点ということだと思います。今まさにどのようなことができるのか検討しておりますので、さらに徹底していきたいというふうに考えております。

あと、先ほどの精度管理の面での予算措置の部分でございますけれども、器具・機材の部分については、各家畜保健衛生所の器具・機材の整備費なんかは消費・安全対策交付金のほうで今見ることができるといような状況になっておりますし、また、精度管理の構成の予算についても同じく交付金のほうで対応できるような形にしておりますので、必ずしも十分じゃない部分があるかと思っておりますので、しっかりと予算の確保には努めていきたいというふうに思っております。

○津田委員長 ほかにございますでしょうか。

小淵委員、どうぞ。

○小淵委員 教えていただきたいんですが、指針の15ページのところで、診断のための検体の保存方法と予想というところだと、臓器材料が得られる場合は、材料は扁桃、脾臓、腎臓、あと血液ということだと思っておりますけれども、資料の3-2のほうの、この使い分けがよくわからないんですが、アフリカ豚コレラPCR検査対応のところだと、家畜保健所がやって、また動衛研に送る。病性鑑定は血液・臓器、脾臓、腹腔内リンパ節というふうに検体になっているんですが、これはどういう感じでの解釈になるのでしょうか。

○伴課長補佐 すみません。実際、事務局のほうと動衛研の海外病のほうとも調整しないといけない話ですので、ちょっと改めて……。ごめんなさい。今、どちらが一番適切かというところをお答えできないので、すみません、改めてご報告させていただきます。

○小淵委員 あと、すみません。家保でやるPCRはコンベだけということ……。○伴課長補佐 コンベだけです。

○津田委員長 よろしいですか。じゃ、そこは確認をお願いします。

○伴課長補佐 はい、確認します。

○津田委員長 家畜保健衛生所等で検査するわけですがけれども、山口委員とか、ございますでしょうか。

○山口委員 ちょっと話が違うところの質問をしてもよろしいですか。先ほどの宮崎の嶋田委員とちょっと重なるところがあると思うんですけれども、殺鼠剤とかネズミの関係のところで、防疫措置の最初に開始するとき、全て消毒等と一緒にそういうものが、殺鼠剤とか、全部そういう措置が終わったら屠殺開始するということになると、先ほどの通常の日頃のそういう措置をするときも、結構大がかりなところも出てくるということもあって、大規模農場とか、そういういろんなところだと、防疫措置が初動が多少そういうところではおくれるというか、左右されるところもあるのかなと思うんですけれども、その程度というか、ここまでやるみたいなの、その辺の基準みたいなのというのちょっと考えられるのかなというところと、もう一つは、私なんかはいろいろ現場を見ていて、北海道なんかだと結構敷地が広いので、豚舎からちょっと離れて柵があったりとか、そういう敷地の境ってあるんですけれども、岐阜、愛知なんかを特に見ていると、豚舎ぎりぎりに囲い込みの柵みたいなのところが多いと思うので、余計イノシシは防ぐけれども、物理的にネズミとか小動物が運ぶみたいなのところというのかなり、非常に心配なところもあるのかなというところで、先ほど嶋田委員も言っていた、日頃の飼養衛生管理基準上の、そういうやらなければならない殺鼠剤とか、いろんな忌避剤とか、その辺もちょっと強く明確に、今後なかなか私たちも日頃、農場で指導するときというのは、「やっていますか、やっていませんか」ぐらいの、そんなに強くやってきていなかったところもあるものですから、今回のこういう発生を受けると、その辺が現実的に非常に危惧されるリスクのところかなというところではありましたので、ちょっとそこは要望を含めてということを思います。

それから、もう一点なんですけれども、野生イノシシがいろいろな留意事項のところで見つけて処理したら埋却というところはあるんですけれども、豚とか伝染病の場合は埋却基準というのがあるが、きちんと埋めて消毒してあるんですけれども、なかなか野生イノシシは基準というのはないんです。この辺って、例えば山で埋めれば埋めるほど、熊とか、いろんな動物とかもいたりして、それがまた汚染のあれになるのかなというところもあるんですけれども、その辺の基準を定めたりとか、何かお考えってあるのかなというところの、ちょっとそこを質問したいと思います。

○伴課長補佐 今、2点目の野生イノシシのところは、基準というのには埋却の基準という

ことですか。

○山口委員 はい、埋却。

○伴課長補佐 埋却の基準ですか。なかなか埋却の基準ということになりますと、ちょっとほかの法律の絡みも出てきますので、ちょっと環境省との調整とかも必要となってくるところですので、どこまでお示しできるかわかりませんが、いずれにしても、今、野生イノシシのそういった防疫対応、あるいは消毒といったようなところにつきましては、いろいろと環境省とも今お話しして、示せるところは両省連名でも示し方はいろいろあると思うんですけれども、お示ししていきたいと思っております。今、指針上にどこまで書けるのかということは、ちょっとお答えできませんけれども、今、関係省庁とも連携して相談しながら、そういったところ、示せるところは考えているというところがございます。

また、消毒とか防疫作業従事者のマニュアルといったようなところにつきましては、例えば岐阜県とか愛知県でも当省と連携しながら、そういった具体的なマニュアル、どういった消毒方法がいいのかとか、どういった防疫作業着を着たらいいのかとか、各県でいろいろマニュアルをつくったりしておりますので、そういったところも各県にお示しできる参考になると思っておりますので、各県からの情報と、あと関係省庁とも連携してというところで、今後示せる範囲で示していきたいと思っております。

あと、1点目のネズミ対策のところにつきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、こちらもちょっと知見、情報が不足しているところもありますので、専門家のほうにも今いろいろ相談しているところです。そういったところから、いろいろお示しできるところはお示しして、指針上に書けるところはしっかりと書いていくといったところの対応をしていきたいと思っております。

○山口委員 ちょっとプラスのところ、例えば殺鼠剤とか、この辺も必要になってくると、備蓄とか、いろいろな県としてもそういうような必要なところ、消毒薬と同じようにいうのも出てくると思うので、そういうものも含めて、こういうものは、また国のほうでも予算措置も含めて備蓄というところも考えていただければと思います。

○津田委員長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいですか。じゃ、大体…。ありがとうございました。

それでは、このアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の見直しにつきましては、今、事務局からご説明いただいた内容で本委員会として了承することにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、今後の進め方につきまして、事務局のほうから説明をお願いします。

○伴課長補佐 ありがとうございます。

今後の進め方でございますけれども、本日、方向性につきましてご了承いただいた内容を持ちまして、都道府県のほうに意見照会をしたいと思っております。都道府県からの意見を踏まえた最終案につきまして、津田委員長のほうにご確認いただきまして、その後、委員長から家畜衛生部会に報告いただいて答申という形を考えております。

○津田委員長 今の進め方でよろしいですか。ご了承いただけますか。

ありがとうございます。それでは、事務局は、そのやり方で速やかに作業を進めていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは、その他、事務局から何かございますでしょうか。

○山野室長 特にございません。

○津田委員長 全体を通しまして、委員の皆さんからご意見、ご質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

特にないようでしたら、これで終了させていただきたいと思っております。

それでは、事務局からお願いします。

○山野室長 どうもありがとうございました。本日は、議題について熱心なご議論をいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、最後、閉会に当たりまして、動物衛生課長、熊谷のほうから一言申し上げたいと思っております。

○熊谷動物衛生課長 本日は、アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の見直しにつきまして、専門的な立場からご熱心なご議論をいただきありがとうございます。また、先ほど埋却の基準であったり、また食品残渣の取り扱い等についてもさまざまなご意見をいただいております。そういった、本日もいただいたご意見も具体的な実践の場で明らかにして、またフィールドで家畜保健衛生所の職員の皆様方が動きやすいような形にしたいと思っております。

本日もいただきましたご意見等を踏まえまして、内容について精査した上で、早急に改正、施行できるように手続を進めてまいりたいと思っております。委員の皆様方におかれましては、今後ともご指導、ご協力いただければと思っております。

本日はありがとうございました。

○津田委員長 これを持ちまして、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第31回牛豚

等疾病小委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 3 時 0 5 分 閉会